

学校給食だより 秋田っ子給食

NO-17

公益財団法人 秋田県学校給食会

県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準

等を踏まえた具体的な留意事項（令和3年11月1日現在）

～ 給食及び昼食実施上の留意事項 ～

【衛生管理マニュアル（2021. 4.28Ver.. 6）59P 参照】

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。

【実施の際の留意事項】

- ・各学校で作成の「給食指導の要領」等に基づき、事前に全教職員が研修を行った上で、児童生徒等に対し、衛生管理等について適切に指導する。
- ・児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・配食の前に配膳台及び机上进行を清拭する。
- ・配食は、給食当番などに限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「給食当番点検票」に記録する。
- ・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、「机を向かい合わせにしない」「会話を控える」等の対応を行う。また、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

高等学校等で生徒が昼食をとる場合や、教職員の食事の場面等においても注意が必要です。

【実施の際の留意事項】

- ・生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を行う。
- ・食後、歓談する際には、必ずマスクを着用する。
- * 給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導する。

（「令和3年11月1日（月）現在 県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた具体的な留意事項より抜粋）